

PCB 廃棄物の処理（PCB 特別措置法）について

1. 今後、高濃度 PCB が発見された場合、どうしたらよいか。また、罰則等を受ける可能性はあるのか。

PCB 特措法に基づき事業地域毎に設定された処分期間は既に経過しているため、新たに発見された高濃度 PCB 廃棄物の処分委託が実施されていない状況は法令違反になります。万一、新たに高濃度 PCB 廃棄物等が発見された場合は、直ちに自治体及び地域の地方環境事務所に連絡してください。なお、PCB 廃棄物の保管状況等の届出を行わなかった場合や自治体の行政指導に従わなかった場合等には、PCB 特措法第 31 条、32 条、33 条に基づき、罰則を科す場合があります。

2. 低濃度 PCB と微量 PCB の違いについて教えてください。

低濃度 PCB 廃棄物は、PCB 濃度が 0.00005% (=0.5mg/kg) を超え 0.5%以下のもの（塗膜くずや感圧複写紙のように可燃性の PCB 汚染物については、10% (=100,000mg/kg) 以下）の PCB 廃棄物を指します。

微量 PCB 汚染電気機器は、PCB 廃棄物のうち、電気機器又は OF ケーブルに使用された絶縁油であって、微量の PCB によって汚染された絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物になったものを指します。

なお、微量汚染の中には PCB 濃度を分析すると、高濃度 PCB に該当するものがあるため、注意が必要です。

3. 低濃度 PCB 汚染の可能性がある電気機器は製造時期から判断できるのか。

出荷時点において PCB 汚染の可能性がある電気機器の製造時期は次のとおりです。

変圧器等（絶縁油採取可能機器）：平成 5 年（1993 年）以前

コンデンサー（絶縁油封じ切り機器）：平成 2 年（1990 年）以前

一部メーカーの製品については判断基準としている製造年以降も PCB 汚染の可能性が残っているため、産業廃棄物処理事業振興財団の[説明会資料](#)の p9 をご確認ください。

4. 低濃度 PCB 廃棄物の処理期限はいつか。また、処理期限を過ぎてから見つかった場合、罰則等を受ける可能性はあるのか。

低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は令和 9 年 3 月末までです。処分期間を過ぎて低濃度 PCB 廃棄物を保管している事業者は、届け出を行わなかった場合や自治体の行政指導に従わなかった場合等に、PCB 特措法第 31 条、32 条、33 条に基づき、罰則を科す場合があります。

5. スtockホルム条約では PCB 濃度 50ppm 以上の使用中の機器の廃絶と適正な管理が求められていると聞いたが、50ppm 未満の廃棄物も処分が必要なのか。

PCB 特措法において、PCB 濃度が 0.5mg/kg(ppm)を超える PCB 廃棄物は期限内の確実かつ適正な処理を義務づけています。

6. 微量 PCB の混入の可能性を否定できない安定器はどのように処理すればよいのか。

産業廃棄物処理事業振興財団の[説明会資料](#) p45 の Q & A に対応を記載しています。ご参照ください。

7. 低濃度 PCB 廃棄物の処分に補助制度はないのか。

令和 5 年度は、低濃度 PCB 汚染疑いのある使用中の変圧器を対象に、PCB 濃度の分析費用や高効率な変圧器への交換の費用の一部を補助する事業を実施しました。また、PCB 廃棄物の処理に必要な費用については、日本政策金融公庫の低利子貸付制度が活用できます。

PCB 含有電気工作物（電気事業法）について

8. 使用中の自家用電気工作物の PCB 濃度分析を行った結果、低濃度 PCB 含有が判明した場合は届出が必要か。また、PCB 含有の可能性があるが調査を実施していない機器は届出が必要か。

電気事業法で定める電気工作物について、低濃度の PCB 含有電気工作物であることが判明した場合は、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書を遅滞なく設置場所を管轄する産業保安監督部等への提出が必要です。

分析を実施しておらず PCB 含有電機工作物であるか分からない場合は、電気事業法上の届出は不要です。なお、採油可能な機器については、絶縁油の PCB 濃度分析をお願いします。

9. 撤去して保管している自家用電気工作物が低濃度 PCB 含有電気工作物と判明した場合、電気事業法の届出は必要か。また、既に処理済みの機器や非自家用電気工作物は届出が必要か。

撤去して保管しているものは使用製品（PCB 含有電気工作物）には該当せず、PCB 廃棄物となりますので、電気事業法に基づく届出は不要ですが、PCB 特措法に基づき都道府県・政令市への届出をしてください。すでに廃棄処理が完了しているもの、自家用電気工作物に該当しないものも電気事業法の届出は不要ですが、PCB 特措法に基づき届出をして下さい。

10. 使用中の低濃度 PCB 含有機器はいつまでに廃止、処分をしなければならないのか。

PCB 特措法に基づき低濃度 PCB 廃棄物の処分期限は令和 9 年 3 月 31 日までとなっていますので、使用中の低濃度 PCB 含有電気工作物については計画的な廃止を検討いただきますようお願いいたします。

11. 使用中の低濃度 PCB 含有電気工作物を廃止し、新たに機器の交換する際に、補助金制度はあるか。

現在、機器更新にかかる費用を含め、低濃度 PCB 含有電気工作物に関する補助金制度は設けておりません。廃棄物処理については質問 7 に記載している貸付制度は利用できますので、ご検討下さい。

12. 低濃度 PCB の調査は電気主任技術者の義務なのでしょうか。また、メンテナンス等を委託業者に依頼している場合は低濃度 PCB の検査も実施してもらえるのか。

主任技術者の義務ではありません。期限後に PCB 廃棄物とならないよう早めに調査・確認をしていただくようお願いいたします。

また、機器の PCB 濃度分析などの検査をメンテナンス時に依頼できるかどうかは、委託したメンテナンス事業者にご確認ください。

1 3. 電気事業法での届出対象機器の種類を教えてください。また、届出対象となる機器の基準等はあるのか。

PCB 含有電気工作物に該当する可能性があるものとして、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変圧器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器、OF ケーブルの 1 2 種類が PCB 告示（平成 2 8 年経済産業省告示 237 号）で掲げられています。これらのうち、絶縁油に含有する PCB 濃度が 0.5mg/kg 超のものが届出の対象となります。

低濃度 PCB の調査および適正処理について

1 4. 賃貸ビルで PCB 含有機器が発見された場合、処理責任者は誰になるのか。

ビルオーナーまたは賃貸者などの PCB 含有機器の設置者が処理責任を有します。経緯等を確認した上で、御相談ください。

1 5. 低濃度 PCB 廃棄物をみなし処分する場合、各種届出のタイミングはいつか。また、みなし処分ができる機器に条件等はあるのか。

PCB 廃棄物については、PCB 特措法に基づき、都道府県市に届け出ることが義務づけられています。濃度が不明で届け出の場合は、濃度不明としてください。

コンデンサー等の封じ切り機器や小型変圧器等は、銘板情報等から高濃度 PCB に該当しないことが明らかであれば、PCB 濃度の分析値がなくても低濃度 PCB 廃棄物とみなして処分が可能です。処理方法については、無害化処理認定事業者等の許可業者にご相談ください。

1 6. 海外製の NOPCB と記載のある機器には、PCB が混入している可能性はあるのか。

海外製の電気機器は日本製の機器と異なり、生産国の基準が適用されているため、製造年等から判断して PCB 汚染の疑いがある機器については、PCB 濃度を分析し、PCB が 0.5mg/kg 超のものを PCB 廃棄物として処理をお願いします。

1 7. メーカーに問い合わせても、PCB 含有の判断ができないと回答された場合や機器が小さくて銘板の記載がないもの、古い機器で製造会社がわからない場合等、どのように対応すればよいか。

絶縁油の採取が可能であり、PCB 含有の有無がわからない場合には、分析をお願いします。

なお、機器の形状等から PCB 含有の有無がわかる場合があるので[産業廃棄物処理事業振興財団の問い合わせ先](#)まで写真を添えてお問い合わせください。

また、小型で濃度が測定できないものは、高濃度 PCB に該当しないことが明らかであれば、分析値がなくても低濃度 PCB 廃棄物として処分が可能です。

1 8. 変圧器で油の入れ替えをしている場合は、必ず分析が必要か。

入れ替え等に使用した絶縁油が PCB に汚染されていることがあるので、PCB に汚染されていないことが確認できない場合は、分析をお願いいたします。

1 9. 電子回路(基板)についているコンデンサーは PCB に汚染されている可能性はあるか。

基板上に設置されているコンデンサーのうち、構造上、絶縁油が使用されていない乾式コンデンサー、アルミ電解コンデンサー、フィルムコンデンサー、セラミックコンデンサー等には PCB 汚染の可能性はありません。

2 0. ニチコン製コンデンサーの調査対象となる機器を教えてください。

ニチコン製コンデンサーについては、平成 3 年(1991 年)以降のもので PCB 汚染の報告があったため、処分前の分析をお願いしています。処分前の分析をお願いしている機器には、非自家用電気工作物（低圧コンデンサー等）も含まれます。

なお、ニチコン社では汚染可能性がある機器の対象期間等の調査中であり、1990 年から 2004 年 3 月までに生産された機器の PCB 分析結果を収集しております。詳しくは[ニチコン社 HP](#)をご確認ください。

2 1. 低濃度 PCB 機器の可能性のある機器で、同じ型式のものを複数台保有している場合、1 台を調査して他の機器も同じと見なして良いか。

同じ型式の機器であっても製造時期が異なると PCB 汚染の可能性あります。そのため、個別の機器情報や設置状況等を鑑みながら判断いただくことになります。メーカー、製造年、型式、ロット番号等が同じであれば 1 台の調査で他の機器も同じであると判断できる場合があるので、[産業廃棄物処理事業振興財団の問い合わせ先](#)までご相談ください。

2 2. 説明会で示されたもの以外の低濃度 PCB 機器の発見事例を紹介してほしい。

環境省が自治体から提供された低濃度 PCB 廃棄物の発見事例を発見事例集としてとりまとめ、自治体等に周知しております。事業者の皆様からの発見事例を産業廃棄物処理事業振興財団に御連絡頂けますと、情報を確認した上で、発見事例集に追加致します。

2 3. 調査対象となる低圧コンデンサーの範囲や具体的な調査方法を教えてください。

[低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き](#)をご参照ください。

2 4. 封じきり機器（コンデンサー等）は開口して PCB 濃度を測定した後、再使用はできないのか。

使用中のコンデンサー等は開口すると使用できなくなります。

2 5. 油のサンプリングを自身で実施する場合、資格等は必要か。また、採取方法のガイドライン等はあるのか。

資格は必要ありません。採取方法は[説明会資料](#) p21～p23 の分析方法やサンプリング方法を参考に実施してください。

2024 年 5 月

お客様各位

三菱電機株式会社

油入コンデンサ PCB混入に関する見解書

拝啓 平素は弊社製品をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

弊社製油入りコンデンサのPCB混入の可能性に関しまして、見解を下記の通りお知らせいたします。 敬具

記

1. 高濃度 PCB を含む不燃性油を使用した形名 (注1)

製造年	1955年～1972年
形名、または 銘板に記載の情報	KL-1、KL-2、KL-3、KUF、KAF、KBF、KEF、KUP、 KAP、KBP、KEP、KTP、KAL、KGL 上記形名以外で、銘板もしくはその近傍に不燃性油入と表示の あるもの

当該製造年で、上記以外の形名は廃棄前に絶縁油の PCB 分析の実施にて、ご確認ください。

2. 絶縁油に低濃度(微量)PCB 混入の可能性があるので、分析が必要な製造年・形名 (注2)

製造年	1952年～1990年
形名	KL-4、KL-4S、KL-5、KL-6、KL-7、KS-1、KSG-1、 KL-6M、KL-7M、KS-1M、CR、KUS、KUA、KOS、KAS、KBU、KBT、 KU、KT、KT-1、KT-2、RHK、KP、MGC(300uF以上)

絶縁油に鉱油を使用していない、PCB 含有判定対象外機種は、
>4. PCB 含有判定対象外機種(進相コンデンサ)にてご確認ください。

3. 弊社出荷時点で、絶縁油に PCB は含まれていない製造年・形名 (注3)

製造年・形名	1991年以降の製品すべて。 及び1990年製の形名KU、CRについても、出荷時点では絶縁油に PCBは含まれておりません。
--------	--

(注1) 不燃性油(高濃度PCB)を使用している油入コンデンサの廃棄にあたりましては、環境省の
ホームページにてご確認をお願いいたします。👉<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>
※古い油入コンデンサの場合、「不燃性油入」の表示が消えている、近傍の
「不燃性油入」銘板が外れている可能性もありますのでご注意ください。

(注2) 低濃度PCB混入の有無につきましては、廃棄前に絶縁油のPCB分析実施にて、ご確認いただきまして
処分期限までに法令に準拠した適切な処置をお願いいたします。

(注3) メンテナンス等でPCB混入の可能性がある場合は、廃棄前に絶縁油のPCB分析を
実施していただき、法令に準拠した適切な処置をお願いいたします。

4. PCB含有判定対象外機種（進相コンデンサ）

下記製品は絶縁油に鉱油を使用していないため、PCB、微量PCBは含まれておらず、判定は不要です。各自治体のルールに従い、産業廃棄物として処分してください。

機種	絶縁構造	含浸剤	形名	製造年
進相コンデンサ	ガス封入式	窒素ガス	GN-1	すべて
			GN-2G	
			GN-4G	
		SF6 ガス (注 4)	GL	
			GL-F	
			GL-FN	
			GL-FA	
			GL-FB	
			GL-2/GL-4	
			GL-2F/GL-4F	
			GL-2G/GL-4G	
	油入式	植物油	KL-C	すべて
			KK-1	
	N1 形	WAX	MG-C	すべて
			MG-D	
			MG-E	
			MG-H	
			MG-J	
			MG-K	
		無含浸	MG-P	
			MG-Q	
			MG-R	
			MG-S	
	N2 形	エポキシ樹脂	MG-2	すべて
	E 形	WAX	MG-F	
			MG-L	
			MG-M	
			MG-N	
		W A X 又は植物油	MGC(200uF 以下)	
集合形	乾式	—	MG-B	すべて
			MG-PAC	
放電コイル	乾式	—	DC-1	すべて
			DC-1B	

(注4) SF6ガスのガス回収作業は当社機器製品取り扱い販売店様を通じてご依頼ください。

詳しくは下記の弊社ホームページをご参照ください。

<https://www.mitsubishielectric.co.jp/corporate/sustainability/environment/disclosure/pcb/index.html>



以上

微量PCBの混入の可能性に関する見解について

1. 微量PCB混入の可能性に関する経緯と見解

- (1)1972 年(昭和 47 年)以降、通商産業省(当時)の通達に基づき、電気機器(コンデンサ)へのPCB (ポリ塩化ビフェニル)絶縁油の使用を全面的に中止していますが、2000 年(平成 12 年)7 月(社)日本電機工業会(JEMA)に JIS C 2320 電気絶縁油を使用した一般産業用変圧器の一部から極微量の PCB が検出されたとの事例報告がありました。
- (2)(社)日本電機工業会(JEMA)では、2002 年(平成 14 年)7 月に変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル等を製造する工業会会員企業に対して、PCB 混入の可能性の有無について詳しい調査を依頼しました。
- (3)上記調査の結果、1989 年以前に製造された機器より微量 PCB が検出された事例が報告されていること、1989 年以前に製造された弊社製品で「お客様からの分析結果の報告」により微量PCB混入の事例が報告されていることから、1989 年以前に製造された弊社製品に PCB が混入している可能性を完全に否定することはできないとの判断に至っております。
また、1990 年以降に製造された弊社製品の微量 PCB の混入については、日本電機工業会の見解に基づき、混入は無いと判断されます。
尚、「PCB不使用」につきましては、絶縁油としてPCBを使用していないということであり、微量PCB 混入の可能性を否定するものではありません。

2. 取扱いのお願い

- (1)微量 PCB 混入の可能性を完全には否定できないとされる機器については、PCB を含有していないことが確認されるまでの間は PCB 廃棄物と同様に適切な処理が必要です。微量PCB混入の有無の確認をお願いしております。
- (2)微量 PCB 混入が確認された機器については、PCB 絶縁油入り電気機器と同様に「電気事業法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づいて適切な処理の実施をお願い致します。

尚、微量 PCB 混入機器に関しましては、(社)日本電機工業会の「変圧器等への微量PCBの混入可能性に関する調査結果について」より詳細に報告されておりますので、ご参照をお願い致します。

<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/>

お問合せ先

ケミコン山形株式会社 管理グループ 環境担当
〒993-8511 山形県長井市幸町 1-1
TEL 0238-84-2134 FAX 0238-84-2396
E-mail:pcb1@y-nippon.chem-i-con.co.jp

お客様各位

株式会社 指月電機製作所

【非該当品】PCBを含まない製品について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社電機品に対し格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当該製品につきまして、弊社の見解を下記のとおり報告申し上げます。

敬具

—記—

1.対象品

	形 式（名 称）			
コンデンサ	BA(1990年以降)	GFC-E	MF-RL	RGZ
	BMP	LB1	MPP	RN
	EP ※	LB1-A	N1形-FB	RNW
	ETYCON	LB1-B	N1形-FE	RNX
	E形-FB	LB1-C	N1形-MD	RS
	E形-FC	LB2-A	N1形-RD	RU
	E形-FE	LB3-S	N1形無標	RV-1
	E形-RD	LB4	N2形-FF	RV-2
	FG	LBV-1	NFC	RV-2N
	FL(1991年以降) ※	LV(1991年以降)	NFC-1	RV-2P
	FP ※	LV-5(1991年以降)	NV-1(1991年以降)	WAX
	GFC	LV-5N	NV-2	乾式
	GFC-5	LV-5P	NVG-1(1991年以降)	固体含浸
	GFC-B	LV-6	NVG-2	電気機器用
	GFC-C	MF-RD	RF	電子回路用
	GFC-CN	MF-RF	RG	パワエレ用
	GFC-D	MF-RG	RG-2	
リアクトル	CLR	LR-2	LR-H	LR-MLB
	DR-1	LR-2B	LR-L	LR-MS
	FPS(1990年以降)	LR-3	LR-M	LR-S
	LR(1990年以降)	LR-3B	LR-MB	
集合形	Q-Pac(1991年以降)	V-Active	V-Pac	

※形式の左から2文字を表す

2.弊社見解

- ＊ 弊社出荷時点では、絶縁油に PCB は含まれておりません。
- ＊ 絶縁油メーカーおよび弊社にて PCB が含まれていないことの確認を行っております。

以上

<ご参考>

- ・各自治体のルールに従い、産業廃棄物として処分してください。

令和 7年 4月 1日

お客様 各位

株式会社 東芝
微量PCBお客様相談窓口

変圧器等への微量PCB*混入の可能性について

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

弊社納入製品に係わる微量PCB混入の可能性につき、下記の通りご報告申し上げます。

本見解書につきましては、平成15年11月21日に発行した「変圧器等への微量PCB混入の可能性について」に基づいて発行しておりますが、この度、東芝インフラシステムズ株式会社は、令和7年4月1日をもちまして、株式会社 東芝に事業承継することとなりましたため、本見解書発行元ならびに当社ホームページ情報を変更させて頂きましたことをご報告申し上げます。

敬具

記

1. 弊社、昭和47年（1972年）の通産産業省（当時）通達に基づき、直ちにPCB絶縁油の使用を全面的に中止（1972年）しております。また、それ以前の時期においても、弊社の変圧器製造工場では、PCB絶縁油使用機器とJISC2320絶縁油（鉱油）とは完全に分離した製造工程としていました。従って、PCBが混入する可能性はないと判断します。
2. 平成14年7月12日付製造産業局長通達（平成14・7・11製局第2号）、および環境大臣通達（環廃産第393号）を受け、過去の微量PCB検出事例に関する調査等を実施してまいりました。検出事例からは、1970年の前後4年が最も微量PCB混入の可能性が高い時期と考えられますが、微量PCBの混入原因は判定できないことから微量PCB混入の範囲として、対象機器・製造年等の特定は出来ないと結論に至りました。
3. 機器の廃棄時におきましては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に基づき取り扱い下さい。

※PCBの正式名称は、「ポリ塩化ビフェニル」

変圧器等への微量PCB混入調査結果（東芝調査結果概要）

(1) 微量PCB混入の原因解明について

調査目的であった原因解明と微量PCB混入の範囲の特定に関しては、同一機器において、①油メーカーによる絶縁油出荷時のPCB分析、②機器メーカーによる電気機器出荷時のPCB分析、③ユーザーによる当該電気機器の絶縁油に関する現地作業時のPCB分析が実施されていないことから、機器メーカーでの混入の可能性、納入後の機器における混入の可能性および絶縁油への混入の可能性のそれぞれについて否定することも特定することもできないとの結論に至りました。

しかしながら、今回のサンプル調査結果より、製造時期別のPCB混入の可能性を以下のとおり考察します。

①PCB使用機器生産開始前（1953年以前、検出事例 7台）

この時期、弊社工場でPCBを扱っていないことから、弊社が購入した絶縁油（JIS鉱油）あるいは保守・メンテナンス時に使用した絶縁油にPCBが混入していたと考えられます。

②PCB、鉱油使用機器並行生産時期（1954～1972年、検出事例165台）

新油使用機器とPCB使用機器の製造ラインは完全に分離されていたことから、微量PCB混入の可能性はないと考えますが、製造工程の大半は人手作業に委ねられていたことから、作業上の不注意に起因した微量PCB混入を完全には否定できません。

しかし、作業上の不注意として想定される、治工具の共用による混入、作業着・手袋等への付着による混入でのPCB含有量は極微量であり、且つ、その後の継続生産において希釈されることから検出事例レベルの微量PCB混入には至らず、継続的な微量PCB混入の主要因ではないと考えます。

③PCB機器生産中止後（1973年～1989年、検出事例47台）

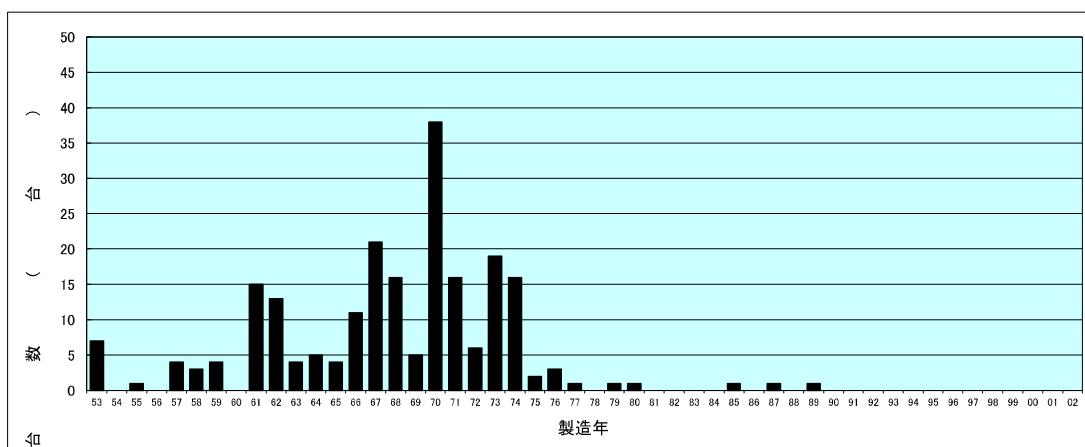
PCB使用中止後は、PCB用の配管、貯油タンク等は洗浄・撤去しました。

また、元々完全分離されていた鉱油用設備への流用はしておらず、且つ、廃PCBも今日まで適切に保管・管理していることから、PCB使用機器生産開始前の時期と同じく、当社が購入した絶縁油（JIS鉱油）あるいは保守・メンテナンス時に使用した絶縁油にPCBが混入していたと考えられます。

④PCB機器生産中止後&絶縁油管理強化（1990年以降、検出事例1台）

製造工程上新油しか使用していないこと、絶縁油メーカーよりPCB不含証明書を入手していること、当社及び油メーカーとも、絶縁油の品質管理強化として絶縁油のサンプリングによるPCB分析を実施していることから、微量PCBの混入要因は製造工程以外によるものと考えます。

以上より、機器メーカーにおける製造工程は微量PCB混入の要因のひとつとして可能性は否定できないものの、主要因ではないと判断します。



上記検出事例分布図では、最近の調査の結果、再検査にて不検出となった1991年製機器の事例を除外した219台の検出総数となっております。

(2) 微量PCB混入の範囲の特定

(1) 項のとおり、原因を断定できないことから、微量PCB混入の範囲として、対象機器、製造年等の特定は出来ないと結論に至りました。

当社の場合、検出事例220台の内、8ユーザー15台を除く205台は、当社を含む3ユーザーで検出されたものであり、全体の検出事例の95%を占めています。

また、全体の検出事例において、1974年迄に95%、1980年迄に98%が検出されています。

しかし、現時点の検出事例から、製造年が1970年の前後4年（検出台数148台、検出事例の67%）が最も微量PCB混入の可能性が高い時期と考えられるものの、今後ユーザーにおける設備廃却対象機器の製造年が新しいものへとシフトしてくるにつれ、微量PCB混入の範囲が広がる可能性は否定できないと考えます。

尚、1990年以降については、

- ① 再生油の生産が中止されたこと
- ② 当社は再生油の使用（1977～1980年）を中止した1981年以降、製造工程上新油しか使用していないこと
- ③ 当社及び油メーカーとも絶縁油の品質管理強化として絶縁油のサンプリングによるPCB分析を実施していること
- ④ 絶縁油メーカーよりPCB不含証明書を入手していること

等から、当社の製品出荷時における微量PCBの混入はないものと判断します。

<特別高圧設備機器につきましては、個別対応しております。>（2023年10月5日付）

1990年～2003年8月までに生産された特別高圧設備機器（変圧器、ブッシング）は、上記見解に当てはまらない事例がありますので、分析・確認の上、適正に廃却して頂きますようお願いいたします。

高圧コンデンサ（OEM*製品）への微量PCB混入可能性に関する見解について

（2023年10月5日付）

これまで当社では、1990年以降は微量PCBの混入はないという見解を示しておりましたが、OEM供給を受けていた一部の高圧コンデンサにつきましては、その可能性が完全には否定できないことが判明しました。従来、PCBの混入はないとされていた期間において、微量PCB混入の可能性を否定できないという事実を受け、当社がOEM供給を受けていた製品について改めて調査したところ、以下3機種が東芝銘板付高圧コンデンサとして、販売していたことが判明しました。当該OEMメーカー様に事実確認の上、微量PCB混入の可能性のあるものとして、情報を開示するに至りました。

尚、当該機種・期間における検出事例は、現時点ではございません。

<微量PCB含有を否定できない東芝銘板付高圧コンデンサ（OEM）>

- ・型番：BRTR－ 1990年製
- ・型番：ERTR－ 1990年製
- ・型番：CRTTR－ 1998年～2004年製

<お客様へのお願い>

当社では、上記に関する高圧コンデンサについては、微量PCB混入の可能性がありますので、廃棄時には、絶縁油中のPCB分析を実施し、混入の有無をご確認くださいようお願いいたします。微量PCB混入が確認された場合には、「電気事業法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づいて適切な処置を取っていただく必要がございます。

また、微量PCB混入の可能性が完全に否定できないとされる機器につきましては、PCBを含有していないことが確認されるまでの間は、PCB廃棄物と同様の適切な処置が必要ですので、機器使用のお客様さまにおかれましては十分ご注意ください。

※ Original Equipment Manufacturing (Manufacturer) の略で、他社のブランド名で販売される製品を製造すること。

尚、調査結果の詳細は、下記URLをご参照下さい。

弊社HP

<https://www.global.toshiba/jp/sustainability/corporate/environment/pcb/pcb-ppm.html>

（ご参考情報）

一般社団法人 日本電機工業会（JEMA）においては、経済産業省の要請を受け、2001年7月に当工業会会員企業を対象に絶縁油PCBが混入している可能性の有無について、使用絶縁油の調査及び製造工程の調査を行った結果、製品の一部について、微量PCBの混入の可能性を完全には否定できないことが判明したため、2002年7月9日、経済産業省にその旨報告しています。

微量PCB関連ホームページ及び関連法規について

1. 微量PCB関連ホームページ（URL）

■ 環境省

PCB廃棄物処理 <http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

PCB含有の有無を判別する方法 <http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/method.html>

■ 一般社団法人 日本電機工業会（JEMA）

PCBを含む電気機器への対応情報 <http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/>

■ 株式会社 東芝

PCBを含む電気機器への対応情報

<https://www.global.toshiba/jp/sustainability/corporate/environment/pcb.html>

2. 関連法規について

現在使用中および使用を停止予定の電気機器は、取扱いにより法の適用（規制）が異なります。法の適用により事業者責任が課せられますので、十分に注意して関連する法に従った取扱いをお願いします。

- ① 微量PCB混入が確認された場合には、法^{*2*}に従った届出が必要となります。現在使用中の機器は継続使用が可能です。一旦電路から取り外した場合には、新たに電路への接続が出来ません^{*4}。なお、廃棄時には法^{*1*}に従った処理が必要です。
- ② 微量PCB混入が確認されなかった場合には、法^{*2}の適用は受けず、廃棄時も産業廃棄物として処理可能です。
- ③ また、PCB混入の可能性を完全には否定できないとされる機器については、PCBを含有しないことが確認されるまでの間はPCB廃棄物と同様に適正な処置が必要です。

*1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（令和2年4月1日改正法施行）第12条の2第2項

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000137>

*2 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」

（平成28年8月改正法施行）、施行令（令和2年4月改正）・施行規則（令和2年3月改正）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413AC0000000065>

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413C00000000215>

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413M60001000023>

*3 「電気関係報告規則」（令和3年4月改正） 第4条の2

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000400054>

*4 「電気設備に関する技術基準を定める省令」（令和4年4月改正）

第1章総則第4節（公害等の防止）第19条14

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=409M50000400052>

以 上